

統計調査の民間委託の推進について

検討の背景

- 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」等により、包括的民間委託を含め、一層の民間委託の推進が求められている。
- 国民の個人情報保護に対する意識が一層高まり、調査環境が厳しい中で、一旦、民間受託者による情報の漏洩等の事件が発生すると、国の統計全体に対する国民の信頼が揺らぐ恐れ。

法的措置の検討の必要性

- 統計調査事務の民間委託の一層の推進を図る上では、**統計調査に対する国民の信頼の確保が必要**であり、そのためには、**統計調査により集められた情報の保護及び統計調査の適切な実施のための法制上必要となる措置を検討することが必要**。

法制上必要な措置

情報の保護の観点

○ 基本的な考え方

統計法が、統計調査により集められた情報の保護のため調査実施者に課している義務や罰則を受託者に対しても適用すべきではないか。

○ 具体的な法制上の措置

調査対象者の情報保護・信頼確保のため、**受託者に対しても**
・ **調査票の適正管理義務**
・ **秘密の漏洩や公表期日前漏洩に対する罰則(規定の明確化)**
の規定を整備。

統計調査の適切な実施の観点

○ 基本的な考え方

統計調査の具体的な調査方法は個別に決定されることになっているが、現行の統計法制上、民間委託に支障を生じる点がないか検討することが必要。

○ 具体的な法制上の措置

統計法上、指定統計調査のために設けられている規定の受託者への適用等について検討したが、いずれも**法制上の措置は不要**と考えられる。

(例) ・ 実地調査権の付与

→ 調査実施者自身が行使することで対応可能

・ 統計調査員資格の付与

→ 実地調査権を付与しないのであれば統計調査員資格の付与を規定する必要はない。

(受託者に対し、統計法上の実地調査権や統計調査員資格を付与しないことは、民間委託の推進の阻害要因にはならない。)